

重要事項説明書

通所介護(1日型デイサービス)

指定第1号通所介護(介護予防通所介護相当サービス)

デイサービス カープ広島府中



デイサービス カープ広島府中 重要事項説明書

通所介護・第1号通所事業の提供開始にあたり、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準に基づいて説明すべき重要事項は次の通りです。

1 事業者概要

事業者名称	あいりは株式会社
法人種別	営利法人
代表者氏名	代表取締役 新井 恵
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	広島県広島市南区東雲本町一丁目14番16-1号 (TEL:082-258-1177) (FAX:082-890-6089)
法人設立年月日	平成26年2月28日

2 事業所概要

(1) 事業所の所在地等

事業者名	デイサービス カープ広島府中	
所在地	広島県安芸郡府中町茂陰一丁目10番21号	
提供可能な居宅サービス 及び 介護保険事業所番号	通所介護 1日型デイサービス 指定第1号通所介護(介護予防通所介護相当サービス)	3473201162号
管理者 連絡先	管理者氏名	連絡先
	山根 紫	082-890-2015
サービス提供地域及び 定員	安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡坂町、安芸郡熊野町 広島市東区、広島市南区(似島、金輪島除く)、広島市中区、広島市安芸区 30名/1日	

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護状態若しくは要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し適正な通所介護、第1号通所事業を提供する事を目的とする。当事業所は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、「在宅生活の安定と生活の援助」を目的とします。
運営の方針	(1) 事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

	<p>(2) 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>(3) 事業者は、自らその提供する事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。</p>
--	--

3 各サービスの内容

通所介護	「通所介護サービス」は、事業者が管理運営する特定の施設に通って、当該施設において、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話、並びに機能訓練を行うサービスです。
1日型デイサービス 指定第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)	「1日型デイサービス及び指定第1号通所事業」は、事業者が管理運営する特定の施設に通って、当該施設において日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により心身機能の回復を図り生活機能の維持・向上を目指していくサービスです。

4 各サービスにおける職員体制等

サービス種類	管理者等	介護従事者等
通所介護 1日型デイサービス 指定第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)	管理者1名	生活相談員1名以上 介護職員4名以上 看護職員1名以上 機能訓練指導員1名以上

5 営業時間

サービス種類	月～金(祝祭日含む)
通所介護 1日型デイサービス 指定第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)	営業時間8:30～17:30 (サービス提供時間)9:20～16:30

※ 営業日は月曜日から金曜日(祝祭日含む)

※ 年末年始の休業は、12月30日から1月3日まで(5日間)

6 サービス利用料及び利用者負担

- ① 次の表の費用のそれぞれ、1割が一般的な個人負担金となります。
但し、一定所得の多い方は2割、3割負担となります。
- ② 還払いなど法定代理受領でない場合は全額負担となります。
- ③ 業区域外への送迎などは、実地地域を超えた地点から片道1キロメートルにつき50円となります。
端数を切捨てしているため、月額合計すると1円単位で誤差が出る場合があります。

- ④ 介護予防通所介護、1日型デイサービス、指定第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)において、ご利用者の希望により、規定回数を超えて利用される場合は、介護保険外事業となり、実費負担となります

通所介護費(通常規模型通所介護 7時間～8時間)

	7時間以上8時間未満				
	基本単位	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	658	6,876円	678円	1,375円	2,062円
要介護2	777	8,119円	811円	1,623円	2,435円
要介護3	900	9,405円	940円	1,881円	2,821円
要介護4	1,023	10,690円	1,069円	2,138円	3,207円
要介護5	1,148	11,996円	1,199円	2,399円	3,598円

※地域区分の単価(5級地 10.45円)を含んでいます。

介護予防通所介護費(7時間～8時間)、1日型デイサービス費(7時間～8時間)、指定第1号通所介護事業費(介護予防通所介護相当サービス 7時間～8時間)

		費用額	1割負担	2割負担	3割負担
事業対象者または要支援1		1,672単位(17,472円)/月	1,747円	3,494円	5,241円
要支援2	週1回程度	1,672単位(17,472円)/月	1,747円	3,494円	5,241円
	週2回程度	3,428単位(35,822円)/月	3,582円	7,164円	10,746円

※地域区分の単価(5級地 10.45円)を含んでいます。

【加算】

・個別機能訓練加算(I) イ 56単位 加算/日(I)ロ 76単位 加算/日いずれか1つ)

・生活機能向上連携加算(I) 100単位/月 (3か月に1回)

・入浴介助加算…40単位 加算/日

介護職員処遇改善加算(I) 1月につき 所定単位×59/1000

サービス提供体制強化加算(I)

要介護 22単位/回

事業対象者 要支援1 88単位

事業対象者 要支援2 176単位

その他

・交通費 通常のサービス提供地域(又は送迎地域)以外の地域についてのみ、所定の交通費(実費相当)が必要となります。

・食事代 760円(利用 日前までの申し出により、料金はかかりません。当日のキャンセルについては利用者負担となります。)

【支払方法】

A 自動口座引き落とし(ご指定の金融機関の口座から月1回引き落とします。手数料は当社が負担いたします。)

B 銀行振り込み(20日までに利用者の方がお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。)

C 上記の利用者負担金は、「法定代理受領(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町に対して保険給付分(7割～9割)を請求することになります。

- ※ 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります。)

支払方法	口座振替・振込
支払期日	利用分については月末締め、翌月20日までの支払いとします。
振込先	銀行 広島銀行 支店 東雲支店 普通預金 3117595 口座名義 あいりは株式会社 代表取締役 新井 恵

7 キャンセル

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、できるだけ前々日までに下記までご連絡ください。
全体窓口(連絡先)
(電話):082-890-2015

時 間	キャンセル料
サービス利用日の前々日まで	無 料
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の50%
サービス利用日の当日	利用者負担金の100%

- (2)前日又は当日のキャンセルの場合、事情によっては上の表の設定でキャンセル料を申し受ける場合がありますので予めご了承下さい。

8 サービス提供の記録等

- (1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた介護記録等の書面に必要事項を記入して、利用者の確認を受けます。
- (2) 事業者は、1か月ごとに介護計画の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関するサービス利用明細書等を作成して、利用者に交付するとともに、居宅介護支援事業者に提出します。
- (3) 事業者は、前記のサービス提供記録をこの契約終了後2年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担(1枚10円)によりその写しを交付します。
- (4) 事業者は、サービス利用明細を作成完了後5年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担(1枚10円)によりその写しを交付します。

9 緊急時等における対応方法

事業者はサービス実施中に、利用者の病状等に急変、その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、代理人もしくはご家族に報告します。

10 事故発生時の対応

- (1)事故が発生した場合、予めお知らせ頂いている「緊急連絡先」へ速やかに連絡します。また、必要に応じて地方公共団体など関係機関にも、連絡します。
- (2)事故の調査及び事故に際して採った処遇について記録します。また、事故を調査した結果に基づいて、

ご家族等にその発生状況やその後の対応について事実を十分に説明します。

(3)利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重大な過失がある場合は、事業所は賠償責任を免除され、または損害賠償を減額されることがあります。

(4)管理者を長とする事故対策委員会を開催し、事故の原因を解明し、再発を防ぐ為の対策を講じます。

11 損害賠償

事業者の故意又は重過失によって、利用者が受けた損害について、事業者は賠償責任を負います。

12 相談窓口、苦情対応

当事業所における相談やご苦情は、次の窓口で受付を致します。尚、利用者及び身元引受人等のご協力、ご支援により事業運営をしていきたいと願っております。お気付きの点につきましても、「苦情処理意見箱」をご利用頂くか、職員までご一報下さいます事を希望します。

苦情解決責任者	代表取締役	新井 恵
苦情受付担当者	管理者	山根 紫
相談受付担当者	管理者	山根 紫
受付時間	8:30～17:30(月～金)※祝祭日は除く 上記以外の時間をご希望の場合は別途ご相談下さい。	
電話番号	082-890-2015	
相談場所	デイサービス カーブ広島府中内の相談室	

○ 公的機関においても、次の機関で苦情申出等ができます。

広島市中区 電話:082-504-2478

広島市東区 電話:082-568-7732

広島市南区 電話:082-250-4138

広島市西区 電話:082-294-6585

広島市安芸区 電話:082-821-2823

府中町役場 電話:082-286-3233

海田町役場 電話:082-823-9609

広島市健康福祉局 電話:082-504-2183

広島県国民健康保険団体連合会 電話:082-554-0783 受付:8:30～17:15

概ね次の手順により、相談及び苦情について対応いたします。

- ① 事業所内において、管理者を中心として相談、苦情に対する会議を開催する。
- ② 問題点の整理、洗い出し及び今後の改善策についてのディスカッションを行う。
- ③ 文章により回答を作成し、管理者が事情説明を口頭及び文章で説明する。
- ④ 苦情処理の場合、その概要についてまとめたうえで利用者を担当する地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び国民健康保険団体連合会に対し報告を行い、さらなる改善点について助言を受ける
- ⑤ 事業実施マニュアルにおいて改善点を明記し、再発の防止を図る。

13 提供するサービスの第三者評価の実施状況について : 実施していない。

14 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	山根 紫
-------------	------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

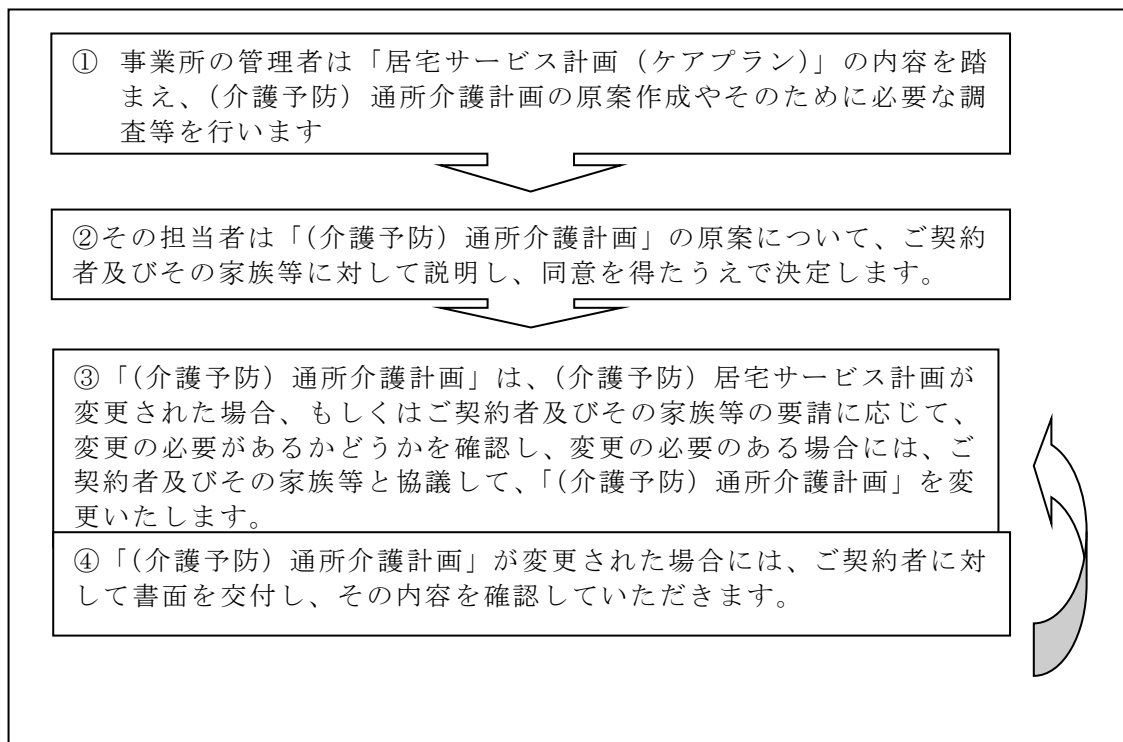
(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

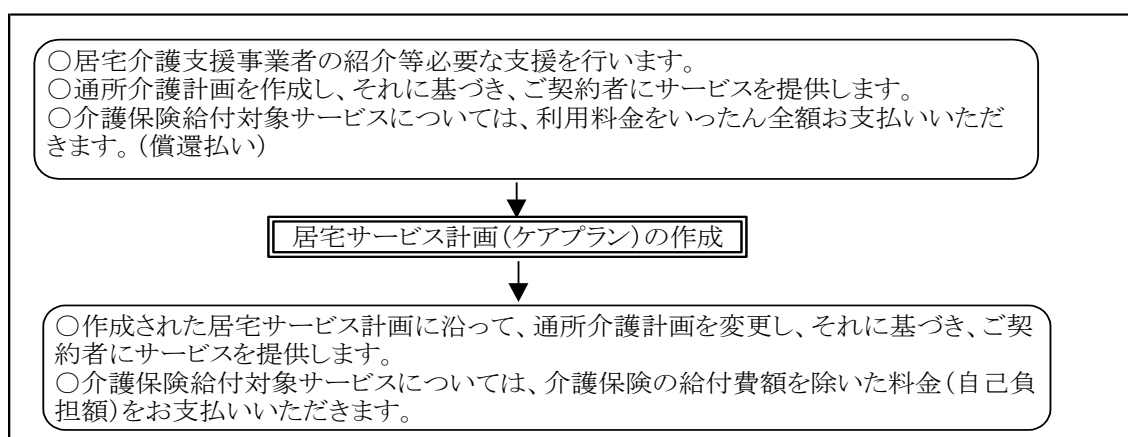
16 契約締結からサービス提供までの流れ

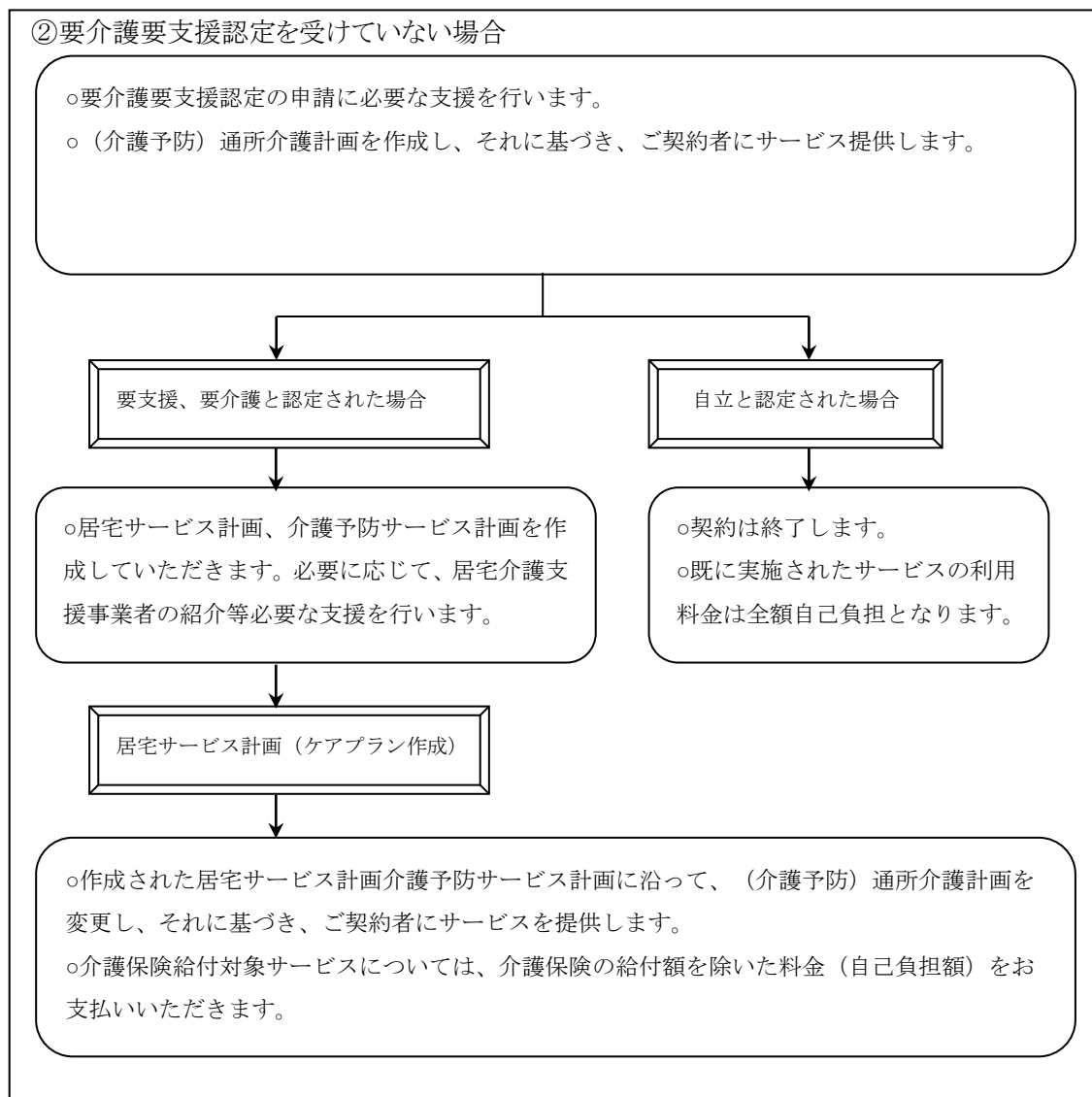
- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「(介護予防)居宅サービス計画」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「(介護予防)通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。



- (2) ご契約者に係る「(介護予防)居宅サービス計画」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要介護要支援認定を受けている場合





17 その他の留意事項

(1)サービス利用開始時には通所サービスを利用するのに不適当な伝染性病疾患等の有無は必ず報告していただきます。

(2)入浴、給食、機能訓練、送迎等のサービスの利用にあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を通所介護従業者に報告していただきます。

(3)多額の現金、貴重品等は持ち込まないようにしていただきます。

(4)ご利用の登録・抹消・待機の取り扱いについて

- ・登録とは、当事業所の利用者名簿に記載させていただくことを言います。
- ・当事業所に利用申し込みをされた後に、当事業所を初めて利用された日をもって登録とし、利用者名簿に記載します。当事業所または居宅介護支援事業所へ利用の中止を申し出られない限り、登録のまま自動継続されたものとして扱います。
- ・待機とは、ご希望の曜日が定員を満たしている場合、または申込者の希望により、ご利用開始をお待ちいただいている状態を言います。

当事業所では、居宅介護支援事業所の介護支援専門員から提出されたサービス提供票に基づいて、定員枠を上限に受入人数の調整をさせて頂いております。

(5)ご利用に関する問い合わせまたは連絡先についてのお願い

ご利用に関するお問い合わせは、利用の中止または変更の連絡は当事業所、又は地域包括支援センターへお願いいたします。

(6)年間行事にかかる費用の徴収について

当事業所における季節行事にかかる費用については、行事に参加しない旨の特別のお申し出がない限りその実費(食品購入代金・食材料費・工作費等)をいただきます。

(7) サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

(8)ご利用者の保護について

当法人送迎車運行中に、ご利用者が危険であると判断される場面や、事故または体調不良と思われる場面に遭遇した場合は、当方の判断で緊急保護した上、適切な対応をさせていただくことがあります。

サービス利用契約に当たり上記重要事項説明書を説明し、交付しました。

年 月 日

(事業者) 所在地 広島県安芸郡府中町茂陰一丁目10番21号

事業所 デイサービス カーブ広島府中

担当者名 _____ 印

私は上記重要事項説明書を交付され、内容の説明を受けこれに同意します。

(利用者) 住所 _____

氏名 _____ 印

電話 _____

上記代理人(代理人を選任した場合)

住所 _____

(続柄：) 氏名 _____ 印

電話 _____